# 第1章 はじめに

## 1-1 背景・目的

本市は、平成26年3月に上位計画である「嬉野市総合計画後期基本計画」を策定し、『歓声が聞こえる嬉野市』を将来像に掲げ、"世代をこえて住み続けるまち" "個性輝く魅力あふれるまち" "活力のある自治先進のまち" "みんなで創る自立のまち"などの目標を設定し、各種課題に対応した施策を地域協働のもと進めている。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来と郊外開発による市街地の 拡散により、これまで一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業 等の生活サービス機能の低下、公共交通による各種施設へのアクセス不良、老朽化した 公共施設等の維持・更新に伴う財政面の圧迫等が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本市の特性に応じた持続可能な都市構造の構築及び誰もが安心して暮らせる快適な生活環境の実現に向けて、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定、公共交通ネットワークとの連携によるまちづくりの方針等を示す「嬉野市立地適正化計画」(以下「本計画」という。)を策定するものである。

なお、本計画の策定に当たっては「嬉野市総合計画後期基本計画」および「嬉野市都市計画マスタープラン」などとの整合を図るものとする。

## ■立地適正化計画に定める事項

#### 《都市再生特別措置法 第81条第2項 抜粋》

立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域(以下「居住誘導区域」という。)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域(以下「都市機能誘導区域」という。)及び当該 都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下「誘導施設」という。) 並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地 を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項(次号に掲げるものを除く。)
- 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項 イ 誘導施設の整備に関する事業
  - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再 開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
  - ハ イ又は口に掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 五 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な 事項

## 1 -- 2 計画対象区域

立地適正化計画の法定対象区域は、都市再生特別措置法 第八十一条より、都市計画 区域内となる。しかし、本市では均衡ある地域発展を目指していることから、行政区域 全体を対象に調査を実施し、全市的な都市づくりの基本方針や都市構造を明確にした上 で、具体の施策について、都市計画区域内を対象に示すものとする。

## 1-3 計画の構成

本計画の構成を以下に示す。

## 第1章 はじめに



#### 第2章 上位・関連計画における位置付け

## 第3章 都市の現状把握と将来見通しの分析

- 3-1 各種基礎的データの収集と都市の現状把握
- 3-2 都市構造分析

#### 第4章 市民アンケート調査結果



## 第5章 コンパクトシティ基本構想

- 5-1 都市構造における課題
- 5-2 コンパクトな都市づくりへ向けた基本方針

## 第6章 誘導区域の設定

- 6-1 誘導区域の設定方針
- 6-2 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

## 第7章 誘導施策

- 7-1 都市機能誘導区域での取組
- 7-2 居住誘導区域での取組

## 第8章 計画の進行管理

- 8-1 目標値の設定
- 8-2 計画の進行管理と見直し